第 9 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室

出席部会委員 1太田 義政・2田中 康章・3田村 明・4東海 光政

5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉

11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏・23 川邊 千秋

以上13名

欠 席 委 員 19草深みつよ

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹

総 合 支 所 河芸:竹内主事 美里:倉田主事 安濃:横井担当副主幹

芸濃: 倉田担当主幹 香良洲: 豊田担当主幹

議 事 録 署 名 者 10 牧野 礼吉 ・ 11 清水 喜代己

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定

について (別冊)

議 長 それでは第9回第1農地部会を開催させていただきます。

本日の欠席は、19番 草深 みつよ委員が欠席ですので、出席委員は13名です。

それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

10番 牧野 礼吉委員、11番 清水 喜代己委員、よろしくお願いします。

まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第5号に入ります。 事務局お願いします。

事務局 議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1で、件数は1件、面積は2,602㎡で、田でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

2ページから4ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から8で、合計件数は8件、合計面積は27,805.85㎡で、その内訳は田が22,478㎡、畑が5,066㎡、その他が261.85㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

5ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。

番号1、駐車場用地

番号2、一般個人住宅用地

でございます。

以上、件数は2件、合計面積は $258 \,\mathrm{m}^2$ で、その内訳は田が $175 \,\mathrm{m}^2$ 、畑が $83 \,\mathrm{m}^2$ 、でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)、でございます。

番号1、番号2、一般個人住宅用地 でございます。

以上、件数は2件、合計面積は519㎡で、すべて畑でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)、でございます。

番号1、番号2、一般個人住宅用地 でございます。

以上、件数は2件、合計面積は515㎡で、その内訳は田が250㎡、畑が265㎡、でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)で ございます。

番号1、地区 明、受人 _____、面積 10,855㎡、渡人 ____、 面積 3,33㎡、申請地 芸濃町林北浦____、台帳地目・現況地目と も畑、面積 168㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により労力不足となった渡人から要望をうけ、申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は1件、面積は168㎡で、畑でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 明、お願いいたします。

牧野委員 10番、牧野です。9月10日に片岡委員、地元推進委員、事務局と現地確認いたしました。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いた します。 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権) 事務局の説明をお願いします。

事務局

9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)、でございます。

番号1、地区 草生、区分地上権者 株式会社	代表取締役
、面積 0 ㎡、区分地上権設定者 株式会社	代表取締役
、面積 5,005㎡、申請地 安濃町草生岡谷	、台帳地目・
現況地目とも畑、面積 2, 188㎡。	

まず、区分地上権設定者の経営面積ですが、他市において、約27町歩の榊栽培を既に実施していることが、申請書に添付されている書面で確認できておりますが、当市においてこれから随時拡大していく予定であることから、津市管内での経営面積を明確にするため、当市のみの数値にて計上させていただいております。

それでは、具体的な説明に移りまして、この案件はこのあと議案第7号でご審議いただく、営農型太陽光発電施設の一時転用に関連し、ある一定の空間を利用するため区分設定をするもので、広さを意味する設定面積は2, $188 \, \text{m}$ 、幅を意味する高さは地上 $2 \, \text{m}$ から3. $8 \, \text{m}$ の間となっております。

また、権利の名称としては地上権となりますが、これに区分を設定することで区分地上権という呼び名に変わり、登記義務が発生することから、これを実行することにより、第3者に対抗できるようになります。

なお、この場合の許可基準といたしましては、通常の下限面積などをご審議いただく農地法第3条第2項各号の規定ではなく、同項ただし書きの基準で判断することになります。

基準は2つありまして、

- ① 当該農地及びその周辺農地の営農に支障がないこと。
- ② 当該農地を利用することの妨げとなる権利者の同意を得ていること。

この2つの基準を満たしていることが許可要件となり、すべて満たしていると考えます。

以上、件数は1件、面積は2,188㎡で、畑でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 草生、お願いします。

内藤委員

13番、内藤です。9月10日に、私ども農業委員、地元推進委員、安濃総合支所、事務局に来ていただきました。色々と説明いただき、問題ないと判断させていただきました。今後のこともございますが、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

番号1について、地元委員さんから、異議無しという発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いた します。

> 次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局 の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 大里、申請者 ____、申請地 大里窪田町出口____、 台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 125㎡。

これにつきましては、申請地を庭用地とするものですが、先代から平成28年に相続した時点で、既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里睦合町長峯____、 台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 169㎡。

これにつきましては、申請地を植林とするものですが、亡き先代が平成4年頃、耕作条件の悪さから植林した旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 椋本、申請者 ____、申請地 芸濃町椋本平林____、 台帳地目・現況地目とも畑、面積 468㎡。

これにつきましては、亡き父から相続したことをきっかけに、実家に移住するため、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は762㎡、すべて畑でございます。 いずれの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、番号2、地区 大里、お願いします。

田中委員 2番、田中です。9月10日に草深委員と、地元推進委員、事務局とで現地

	確認をいたしました。事務局の説明通り何ら問題ございません。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 番号3、地区 椋本、お願いします。
牧野委員	10番、牧野です。9月10日に両委員と地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でした。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)事務局の説明をお願いします。
事務局	11ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移 転)でございます。
	番号1、地区 椋本、受人、渡人 外1名、申請地 芸濃町椋本八幡前、台帳地目・現況地目とも畑、面積 274㎡ 外5筆、合計面積 780㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、258.72㎡、パネルの設置率は、不整形地であることから転用面積の33.2%となりますが、利用計画図により申請地全体が、太陽光発電施設用地に転用されることが確認できます。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号2、地区 椋本、受人 株式会社 代表取締役、渡人、申請地 芸濃町椋本菖蒲谷、台帳地目・現況地目とも畑、面積 283㎡ 外1筆、合計面積 611㎡。 これにつきましては、受人は、近年申請地周辺で工事を受注することが増加し、自社の既存資材置場まで距離があり苦慮していたため、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場と工事車両を駐車する駐車場用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号3、地区 安西、受人 株式会社 代表取締役、 渡人 外3名、申請地 芸濃町多門川向、台帳地目・現況 地目とも畑、面積 251㎡ 外3筆、合計面積 792㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、 $303.62 \,\mathrm{m}$ 、パネルの設置率は不整形地であるため、 転用面積の38.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安濃、受人 _____ 株式会社 代表取締役 ____、 渡人 ____、申請地 安濃町内多東大澤___、台帳地目・現況地目と も田、面積 780㎡ 外3筆、合計面積 4,748㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1, 808. $80 \,\mathrm{m}^2$ 、パネルの設置率は不整形地であったため、転用面積の 38. $1 \,\%$ になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は6,931㎡、このうち田が4,748㎡、畑が2,183㎡ でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、番号2 地区 椋本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。9月10日に片岡委員と地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。2番も同日に一緒に現地確認いたしました。これも何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。資材置き場ということですが、近所に住宅もありますので、今後、どんなものを持ってくるのか注意して見ていく必要があるということでした。以上です。

議 長 ありがとうございました。 番号3、地区 安西、お願いいたします。

片岡委員 9番、片岡です。9月10日に現地を確認いたしました。私たち委員2名と 地元推進委員と事務局とで確認させていただきました。事務局の説明通り何ら 問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。 番号4、地区 安濃、お願いします。

海野委員 12番、海野です。9月10日に農業委員、地元推進委員、事務局、総合支 所の担当者と現地を確認して問題なしと判断いたしました。よろしくお願いい

	たします。
議 長	ありがとうございました。 番号1から番号4について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議	それでは異議なしと認め、議案第4号について、これを許可することに決定いたします。 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸 借権)事務局の説明をお願いします。
事務局	13ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権) でございます。
	番号1、地区 雲出、借人 株式会社 代表取締役、貸人、申請地 雲出伊倉津町網高峯 、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 631㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に約6か月間の賃貸借権を設定し、申請地を の工事に伴う、現場休憩所及び駐車場用地として、一時転用するものです。 農地区分としましては、農業振興地域内農用地区域になりますが、不許可の例外にあたる、仮設工作物の一時的利用に供するものに該当するものだと判断されます。
	番号2、地区 椋本、借人 株式会社 代表取締役、貸人、申請地 芸濃町椋本川原、台帳地目・現況地目とも畑、面積 800㎡ 外1筆、合計面積 1,656㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に約6か月間の賃貸借権を設定し、申請地をの工事に伴う、資材置場用地として、一時転用するものです。 農地区分としましては、農業振興地域内農用地区域になりますが、不許可の例外にあたる、仮設工作物の一時的利用に供するものに該当するものだと判断されます。
	番号3、地区 辰水、借人 代表、貸人、申請地 美里町家所辰ノロ、台帳地目・現況地目とも田、面積 539 ㎡ 外1筆、合計面積 989㎡。 これにつきましては、地元で個人経営をする借人は、自宅に隣接する既存の資材置場が手狭になってきたことから、貸人との間に10年間の賃貸借権を設定し、申請地を資材置場用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は3,276㎡、このうち田が989㎡、畑が2,287㎡ でございます。

これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 雲出、お願いいたします。

村澤委員 5番、村澤です。10日に地元推進委員と事務局と現地確認いたしました。 別に何ら問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。 番号2、地区 椋本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。9月10日に会長、部会長、片岡委員、事務局、地元推 進委員と現地確認させていただきました。事務局の報告通りでございます。よ ろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。 番号3、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番、清水です。現地を確認しましたが何ら問題ないということでした。 よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

番号1から番号3について、地元委員さんから、異議なしということでございます。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定を いたします。

> 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用 貸借)事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借) でございます。

番号1、地区 新町、借人 ____、貸人 ___、申請地 南河路東 屋 、台帳地目・現況地目とも畑、面積 397㎡。 これにつきましては、借人は、父である貸人との間に30年間の使用貸借を 設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、借人 ____、貸人 ___、申請地 芸濃町椋本南山ノ花___、台帳地目・現況地目とも畑、面積 179㎡ 外1筆、合計面積 363㎡。

これにつきましては、借人は、祖父である貸人との間に35年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は $760 \,\mathrm{m}^2$ 、このうち田が $184 \,\mathrm{m}^2$ 、畑が $576 \,\mathrm{m}^2$ でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 新町、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。9月10日に地元推進委員と事務局と3名で現地確認いたしました。事務局の説明通り問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。 番号2、地区 椋本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。9月10日に私ども農業委員、地元推進委員、事務局と 現地確認させていただきました。現在の宅地の裏に畑があるということで、現 地確認させていただきました。何ら問題ございませんので、よろしくお願いい たします。

議 長 ありがとうございました。

番号1と番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定い たします。

次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)事務局の説明をお願いします。

事務局

15ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権) でございます。

番号1、地区	草生、地上権者	株式会社	代表取締役 _	
地上権設定者	株式会社	代表取締役	、申請地	安濃町
草生岡谷	、台帳地目·瑪	見況地目とも畑、面積	$2, 188 \text{m}^2 \mathcal{O}$	内0.4
2 m^2				

これにつきまして、地上権者は、10年間の地上権を設定し、一時転用許可を受けて、申請地の上空に簡易な構造で容易に撤去できる設計がなされた、支柱の高さが約2.1メートル、支柱の間隔が約3.4メートルある、営農型太陽光発電施設を設置しようとするものです。

なお、当施設の下では、______に本店を構え、現在1都3県にまたがる8市2町で、主に営農型の下で榊栽培を手掛ける、農地所有適格法人である地上権設定者が、日陰で栽培することにより高品質な品物の出荷が可能とされる、榊を栽培する計画がされております。

また、許可書には、通常の許可条件に8項目を追加したものが発行され、これにより許可を受けた者は、毎年の農作物に係る状況の報告、営農状況が著しく劣っている場合や、適切な営農が継続されていない場合は、作付作物の変更や太陽光発電施設の改善措置を迅速に講じなければならない等の制約を受けることになります。

農地区分としましては、農業振興地域内農用地区域になりますが、不許可の 例外にあたる、仮設工作物の一時的利用に供するものに該当するものだと判断 されます。

以上、件数は1件、面積は0,42㎡、畑でございます。

この案件につきまして、許可要件である、転用の確実性・周辺農地への被害防除措置・下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか否か・農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか否か・支柱の高さが2m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であるか否かを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 草生、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。9月10日に地元推進委員、事務局の説明をしていただきました。今後のこともございますが、見守っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 質問したいのですが、0.42㎡というのは柱の部分だけということですか。

柱の基礎の部分は関係ないのですか。

事務局

基本的には土に面している部分を計上させていただいています。構造的には簡易で直ぐに撤去できるのでないとだめなのです。基礎はコンクリートで固めたものではなくて、スクリュー杭で、打ち込むタイプのものです。2~30センチ、スクリューで定着させており、柱部分は10センチ四方のものが、3メートルピッチで建っております。柱の数が90本と引き込みの電柱の面積を計上すると0、42㎡です。最低地上高が2メートル以上なければならないということです。下を営農で何にするかで変わってきまして、トラクターで耕耘しなければならない作物ですと2.5メートルいります。作るのが榊ですので、管理機や消毒の機械等になります。

議 長 ありがとう。

番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可をすることに決定い たします。

> 次に別冊でお配りしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条 の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で33,954㎡、畑の賃貸借、使用貸借で9,296㎡、契約件数は13件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で96,868㎡、契約件数は76件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で43,627㎡、畑の賃貸借で786㎡、契約件数は10件でございます。

芸濃地区につきましては、畑の使用貸借で333㎡、契約件数は1件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で2, $686 \,\mathrm{m}^3$ 、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて177, $135 \,\mathrm{m}$ 、 畑の集積は賃貸借、使用貸借で10, $415 \,\mathrm{m}$ 、合計契約件数は $101 \,\mathrm{d}$ 、合計面積は187, $550 \,\mathrm{m}$ となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区7件、安濃地区8件で、合計15件、合計面積は55,354㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で14.6%、面積で29.5%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は、4番の他、39件になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

今月分については、議事参与の制限に該当する案件がありませんのでこのままご審議をお願いします。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第8号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。 以上で第9回第1農地部会を終了いたします。

午前10時28分

上記は、第9回第1農地部会の議事を録したものである。

令和3年9月16日

議事録署名者	
議事録署名者	